

基 発 0 3 3 0 第 3 0 号
平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成18年10月2日付け基発第1002004号「障害者自立支援法に
基づく就労継続支援により作業を行う障害者に対する
労働基準法の適用等について」の一部改正について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）については、平成18年4月1日に施行されたところであるが、就労継続支援制度の開始後においても、従来からの福祉工場は、平成24年3月までの間は存続することができることとされていたが、今般、障害者自立支援法によるサービス体系が旧体系から新体系へ移行することから、下記のとおり通達の一部を改正することとしたので、了知されたい。

記

- 1 冒頭文中の障害者自立支援法の法律番号を「平成17年法律第123号」に改める。
- 2 記の3の「福祉工場において作業を行う障害者の労働基準法第9条の適用について」を削除する。

(別添)

新旧対照表

- 平成18年10月2日付け基発第1002004号「障害者自立支援法に基づく就労継続支援により作業を行う障害者に対する労働基準法の適用等について」
(抄)

改 正 後	改 正 前
<p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）</p> <p>(削除)</p>	<p>障害者自立支援法（平成17年法律第132号）</p> <p><u>3 福祉工場において作業を行う障害者の労働基準法第9条の適用について</u></p> <p><u>就労継続支援制度の開始後においても、従来からの福祉工場は、平成24年3月30日までの間は、存続することができることとなっているものであり、当該福祉工場において作業を行う障害者に係る労働基準法第9条の「労働者」の判断については、従前のおり、福祉工場における障害者については、「労働者」として扱うこと。</u></p>